

監 査 報 告

国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人和歌山大学の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの第 19 期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続きに従い、学長、理事、内部監査部門、その他の職員（以下「役職員等」という。）と意志疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、事務局、学部、その他の部局において業務及び財産の状況、役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備及び運用状況について調査をしました。

また、会計監査に関しては、関係書類の確認及び関係者へ説明を求め、会計監査人に対しては、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその監査の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人和歌山大学の業務の実施状況について、法令等に従って適切に実施されているかどうかを監査した結果、また中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかを確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の不正の行為又は法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指

摘すべき重大な事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人和歌山大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年6月23日

国立大学法人和歌山大学長
本 山 貢 殿

監 事 松 原 敏 美

監 事 柏 原 康 文